

教 小 第 8 4 9 号
令 和 6 年 3 月 2 9 日

各市町村教育委員会教育長 }
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課長

職務に専念する義務の特例の取扱いの廃止について（通知）

職務に専念する義務の特例につきましては、各市町村教育委員会において適切に御対応いただいているところですが、県立学校人事課長より別添写し（令和6年3月29日付け教県第1920号）のとおり、県立学校長宛て通知しました。

つきましては、貴管内県費負担教職員につきましても、県立学校教職員と同様の取扱いとなりますよう御配意をお願いいたします。

担当：人事・学事・働き方改革担当 中原
電話：048-830-6937



教 県 第 1 9 2 0 号
令 和 6 年 3 月 2 9 日

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

職務に専念する義務の特例の取扱いの廃止について（通知）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）における新型コロナウイルス感染症の位置付け変更に伴う国家公務員に対する取扱いが令和5年5月8日から変更されたこと並びに新型コロナウイルスワクチンの全額公費による接種が令和6年3月31日をもって終了することを踏まえ、同年4月1日をもって、下記に掲げる通知を廃止しますので、通知します。

つきましては、所属職員に周知するとともに、同日以降の勤務時間・休暇等の取扱いについて、適切に措置されますようお願いいたします。

記

1 廃止する通知

- (1) 令和3年6月10日付け教県第281号「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の特例について（通知）」
- (2) 令和3年6月10日付け教県第282号「職員の新型コロナワクチン接種に係る服務の取扱いについて（通知）」

2 廃止時期

令和6年4月1日

※ 上記の通知等は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

担 当 県立学校人事課学事担当 天野
電 話 048－830－6735